株式会社きらりコーポレーション 事務局規程

(目的)

第1条 この規程は、株式会社きらり、コーポレーション(以下「この会社」という。)の事務処理の基準その他の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

(事務局)

- 第2条 事務局に、総務部、事業部を置く。
- 2 各部分掌は、別紙の「業務の分掌」に定める。

(管理職員等)

- 第3条 事務局には、次に掲げる管理職員を置く。
- (1) 事務局長
- (2) 部長
- 2 事務局長は、前項に規定する職制のほか、必要に応じて管理職員の職務を設けることができる。

(管理職員の職務)

- 第4条 この会社の管理職員の職務は次のとおりとする。
 - (1) 事務局長は、代表取締役の命を受けて、事務局の事務を統括する。
 - (2) 部長は、代表取締役の命を受けて、各部の業務を行う。

(管理職員の任免及び職務の指定)

- 第5条 管理職員の任免は、代表取締役が行う。
- 2 管理職員の職務は、代表取締役が指定する。

(事務の決裁)

第6条 事務に関する事項は、原則として担当者が文書によって立案し、各部の 部長及び事務局長の決裁を受けて施行する。ただし、重要な事務は、代表取締役 の決裁を経なければならない。

(代理決裁)

第7条 代表取締役、取締役又は事務局長が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、決裁権者があらかじめ指

定する者が決裁することができる。

2 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに決裁権者に報告しなければならない。

(規程外の対応)

第8条 本規程以外の事務局に関する事項で、文書に関する事項は、別に「文書管理規程」に定める。

(細則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表取締役が別に定めるものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、代表取締役が行う。

附則(施行日)

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附則(令和5年4月改正)

この規程は、令和5年4月3日から施行する。

別紙 業務の分掌

部		分掌事務
総務部	1)	株主総会運営
	2	資金管理、経理並びに予算策定及び管理
	3	事務局運営における総合調整
	4	人事及び労務
	(5)	
		を含む)
	6	内部通報窓口
	7	規程類の制定及び改廃
	8	購買その他の内部システム関係
	9	その他上記に関連する事項
事業	1	事業活動の遂行
部	2	事業活動に伴う取引先との連携
	3	経営戦略並びに中長期計画又は年度計画の策定及び実行管理
	4	広報、プロモーション及び事業報告
	(5)	その他上記に関連する事項